告示第303号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和7年10月14日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称 エブリイ向島店所在地 尾道市向島町字池田新開戊539番1

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
_	午前9時00分	午後 12 時 00 分	_

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ププレひまわり	午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間
その他の小売業者	午前9時00分	午後 12 時 00 分	_

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前8時30分から午前0時30分まで	_

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで	24 時間

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
3	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
4	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
5	午前6時00分から午後10時00分まで	_

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前6時00分から午後10時00分まで	_
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
3	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_
4	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで	24 時間
5	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	_

3 変更の年月日令和7年10月7日

4 変更する理由

お客様の利便性の向上及び物流の効率化のため

5 届出年月日 令和7年10月6日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課(尾道市久保一丁目15番1号) 尾道市役所向島支所しまおこし課(尾道市向島町5531番地)

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和7年10月14日から令和8年2月16日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者が

その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年2月16日
- (2) 提出先 尾道市役所産業部商工課